

次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書

わが国は飽食の時代を迎えて久しく、国民は日々の生活の中で、食の裏側にある様々なリスクを認識することが難しくなっている。

そうした中で、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるために、現行の食料・農業・農村計画にある不測時の食料安全保障に止まらず、平時より「質」と「量」の両面で食料安全保障の確立を目指す必要がある。

現在、政府において、中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われているが、見直しにあたっては、食料安全保障に資する基本政策を確立する観点から、生産面および消費面からの対策を明記し、その実現に向けた具体的取り組みを進めることが必要である。

ついでには、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、下記のとおり強く要望する。

記

政府は、食料・農業・農村基本計画の見直しにあたり、次の提案事項を反映すること。

1. 食料安全保障を確立するための将来像の具体化

現行計画および関連施策の十分な検証を行い、現在掲げる食料自給率目標（生産額ベース：73%、カロリーベース：45%）が確実に達成されるよう、生産基盤の強化等に向けた関連施策の構築を行うこと。

生産努力目標等の設定にあたっては、わが国農業生産基盤の根幹である農地面積および農業就業者数についても減少傾向に歯止めをかける高い目標の設定を行うとともに、優良農地をはじめ農地の保全・維持につながる施策の強化を行うこと。

2. 消費者の信頼・理解拡大に向けた政策の強化

(1) 食の安全・安心に関わる環境整備

① TPP11、日EU・EPAなど、国際化進展による環境変化を踏まえて、原料・原産地表示制度を中食・外食にまで拡大し、国産農畜産物に信頼を寄せる消費者の食の選択性を確保すること。

② 生産現場のGAPの普及・実践、事業者のHACCPに沿った衛生管理導入については、人材育成の支援強化をはじめ、普及の道筋を具体化し、農業の持続可能性の確保、食の安全・安心の取り組み強化へとつなげること。

(2) 食農教育の実践・強化と新たな国民運動の展開

- ① 地産地消、国産消費の拡大を着実に進める観点から、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標・施策と連動した食育推進基本計画の実践・進捗管理を行うこと。また、食農教育や和食推進においては、関係省庁（農水省・文科省等）の連携を強化すること。
- ② 経済界等を巻き込んだ国民運動を展開・強化し、国産の消費拡大、農業・農村の理解拡大をすすめること。その際、SDGsも切り口とし、教育関係者、料理人、行政、団体・企業等による幅広いネットワーク構築を行うこと。
- ③ 食料・農業・農村に関する「統一運動週間」を制定・周知するなど、これまで基本計画に掲げてきた「国民的議論の深化」をすすめる方策を確立すること。

3. 国産農畜産物安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化

(1) 多様な農業経営が持続的に維持・発展できる政策の確立

家族農業・中小規模農家の経営維持・継承にかかる支援を強化するとともに、基幹的農業従事者や法人経営体等だけでなく、多様な農業経営が維持・発展する将来像を「次期農業構造の展望」に具体化すること。

(2) 戦略的な輸出拡大に向けた政策の強化

農林水産物・食品輸出の現行目標（令和元年：1兆円）にかわる新たな目標・戦略を策定し、その実現に向けて官民一体となった取り組みをすすめるとともに、和牛の増頭・増産をはじめ生産基盤の強化や流通の合理化など、農業者・産地の所得増大につながる政策を具体化・強化すること。

(3) 中山間地域をはじめとする地域振興対策の充実

- ① 就農促進施策に中山間地域加算を措置する等により、特に農業者の減少・高齢化が進む中山間・過疎地域の就農を確保・安定させるとともに、薬用作物・有機など特色ある農産物生産にかかる支援を強化すること。
また、ふるさとの魅力を発信するとともに、既存の農業政策と移住・定住支援を統合・強化した新たな支援策を構築すること。
- ② 日本型直接支払・中山間地域等直接支払制度については、交付水準引上げをはじめ、国による十分な予算措置を行い、農地維持・環境保全だけでなく、地域の防災・減災機能の維持・向上につなげること。また、放牧などの粗放的な農地保全について具体化すること。

(4) 災害に強い農業づくり

食料供給だけでなく地域の安全保障を確保する観点から、持続可能な災害に強い農業づくりを次期基本計画において具体化すること。

(5) 鳥獣被害対策の強化

高止まりする鳥獣被害を確実に減少させるため、新たな対策目標の設定や、狩猟期間拡大など狩猟制度の緩和等を行い、鳥獣対策の取り組み強化につなげること。

(6) スマート農業・労働力確保対策の促進

① 農福連携や外国人材活用、スマート農業の導入を推進して、産地を維持・活性化すること。また、その目指す姿を「農業構造の展望」および「農業経営等の展望」に具体化すること。

② スマート農業の導入と連動した産地づくりをすすめること。その際、スマート農業の低コストでの現場実装をすすめるため農業者をサポートする組織の体制整備等を行うとともに、さらなる生産性向上等に向けて農業施設の再編・機能強化につながる要件緩和等を行うこと。

(7) 国産の安定供給・価格安定、農業所得確保にかかる制度の強化

国産農産物の安定供給・価格安定、農業所得の確保をはかる観点から、経営所得安定対策や野菜価格安定制度に加え、収入保険制度の推進を行うこと。

(8) 知財対策の強化

国産農畜産物のブランド・信用を保ち、農業者の所得を確保する観点から、種子・遺伝資源にかかる総合的な知財戦略と万全の制度を構築するとともに、関係者等への周知・啓発の徹底をはかること。

4. 次期基本計画の実践に向けた政策推進等

国・都道府県・市町村の連携、着実な実行体制の構築

都道府県・市町村の政策推進体制との連携を強化し、食料・農業・農村基本計画に掲げる目標・施策が着実に推進されるよう促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

山形県飽海郡遊佐町議会議長 土門 治明

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿